

角田市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年3月10日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇



写

角 監 第 7 号  
令和元年6月6日

角田市長 大友喜助 殿

角田市監査委員 南部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納・その他の事務の執行の監査）

2. 監査の対象

財政援助団体：NPO法人スポーツコミュニケーションかくだ  
（団体所管課：生涯学習課）

3. 監査実施の日

令和元年5月30日（木）

4. 監査の範囲

角田市が平成30年度において、財政援助団体等に対して交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行状況。

## 5. 監査の方法

監査に当たっては、補助金等交付に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

## 6. 監査の結果

### (1) 財政援助団体

当該財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って執行されており、収入支出その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

また、補助金の成果は、市民の健康づくり・競技人口の拡大・青少年の健全育成に寄与しており、有効に活用されていると判断した。今後とも、市民がスポーツに親しむ機会を創出し、市民の体力向上や生涯スポーツの発展に向け、重要な役割を果たされることを期待する。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては監査実施の際、団体所管課及び財政援助団体の関係者に口頭で改善等を要望したので、記述を省略する。

### (2) 団体所管課

補助金の出納に係る指導監督は、概ね適切に行われていることを確認した。